

令和2年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和2年11月9日

浅川清流環境組合議会

令和2年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)	
議案第5号 浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について	4
議案第6号 令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について	5
議案第7号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)	18
(議員派遣)	
議員派遣の件	19
閉会	19

令和 2 年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 令和2年11月9日(月)午後2時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

1番	白井 菜穂子 君	2番	近澤 美樹 君
3番	馬場 賢司 君	4番	池田 利恵 君
5番	だて 淳一郎 君	6番	田中 政義 君
7番	木島 たかし 君	8番	尾澤 しゅう 君
9番	鈴木 成夫 君	10番	小林 正樹 君
11番	田頭 祐子 君	12番	遠藤 百合子 君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大坪 冬彦 君	副 管 理 者	井澤 邦夫 君
副 管 理 者	西岡 真一郎 君	代表監査委員	石田 等 君
会 計 管 理 者	小塩 茂 君	事 務 局 長	加藤 真人 君
総 務 課 長	井上 智昭 君	事 業 課 長	設楽 尚人 君
総 務 課 主 幹	西村 直邦 君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記	後藤 隆馬 君	書 記	兵働 隆志 君
-----	---------	-----	---------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形 忍
速記者 松丸 晋 君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告
(議案上程)

- 日程第4 議案第5号 浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）
（議員派遣）
- 日程第7 議員派遣の件

○議長（池田利恵君） 皆さん、こんにちは。

コロナ禍での会議ということで、大変恐縮ではございますが、特段の御配慮をお互いにしていきながら会議を進めてまいりたいというふうに思っております。

これより、令和2年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員12名であります。

○議長（池田利恵君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、12番遠藤百合子議員、1番白井菜穂子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田利恵君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（池田利恵君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。

○管理者（大坪冬彦君） 管理者の大坪でございます。

本日は、大変御多忙の中を、令和2年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、4件の報告を行います。

1. 可燃ごみ処理施設が本格稼働を開始

日野市、国分寺市、小金井市、3市の共同運営による浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が、4月1日から本格稼働を開始いたしました。施設の稼働を開始することができたのは、施設周辺にお住まいの住民の方々、及び組合議会議員の皆様の御理解と御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

今後は、環境対策に関する情報発信を積極的に行い、安全かつ安定した施設運営に努めてまいります。

2. 水銀濃度の一時的上昇について

4月の本格稼働後2度にわたり、組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が測定されました。いずれも、短時間で正常な数値に復帰したため、当組合の定める停止基準には至らず、また、直ちに周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることはありませんでしたが、この事態を重く受け止め、構成市に対しては、再発防止に向け、市民、事業者などへ適切なおみ出し方の指導、啓発の徹底を

要請いたしました。

3. 公害防止協定の締結に向けて

周辺住民の皆様の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的とし、公害防止協定を締結してまいります。協定書の策定に当たっては検討委員会を設置し、地元自治会の皆様と締結に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

4. 施設見学の開始について

新型コロナウイルスにおける感染拡大を防止するため、延期しておりました可燃ごみ処理施設の見学を開始します。

市民の皆様にご信頼していただける施設運営を行っていくため、このようなコロナ禍ではありますが、感染予防対策をしっかりと講じながら施設見学にも力を入れてまいりたいと考えております。

小学校の社会科見学や、行政の視察などについては、順次、受付を開始しており、また、一般の市民の皆様については、来年1月中旬からの見学開始に向け御案内をしてまいります。

ただいま御報告させていただきました、これらの取組を通して、可燃ごみ処理施設への周辺地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら円滑な施設運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、主要な事項について御報告を申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） これをもって管理者の報告を終わります。

○議長（池田利恵君） これより、議案第5号、浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員制度が開始されたことに伴い、条例における職員の定義から嘱託者及び臨時に雇用されるものの文言を削除し、一般職の職員の文言を地方公務員に改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第5号、浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、改正地方公務員法及び地方自治法が令和2年4月1日から施行されたことを受け、改正法において、新たに定義された会計年度任用職員の定数上の取扱いについて整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明申し上げます。第1条でございます。定数の対象となる職員の整理を行っております。法改正による職の整理に

合わせ表現を改めておりますが、定数の算定対象となる職員の範囲は変わりございません。

なお、会計年度任用職員につきましては、フルタイム職員、パートタイム職員にかかわらず、非常勤職員として整理されていることから、本条例の定数の対象外となっております。

恐れ入ります、議案書の2ページにお戻りいただきたいと思っております。付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（池田利恵君） これより、議案第6号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計の決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は126億237万8,282円、歳出決算額は125億2,770万1,294円、歳入歳出差引残額は7,467万6,988円であります。

なお、浅川清流環境組合監査委員の決算審査意見書及び事務報告書などの資料を添えて提出いたします。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） それでは続きまして、代表監査委員から審査報告を求めます。

○代表監査委員（石田等君） 代表監査委員の石田でございます。

令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました決算書及び決算附属書類について、鈴木監査委員とともに、慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算附属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、

出納閉鎖日における令和元年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（池田利恵君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第6号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。中段でございます。令和元年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書。予算現額は125億9,156万8,000円、歳入決算額は126億237万8,282円、歳出決算額は125億2,770万1,294円、歳入歳出差引残額は7,467万6,988円でございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和元年度一般会計歳入歳出決算書で御説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の2ページ、3ページをお開き願います。令和元年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はただいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄、3ページの一番右側、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ、7,467万6,988円でございます。歳入歳出差引額であります剰余金7,467万6,988円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和2年度の歳入に繰越処理をしております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。事項別明細書により、引き続き御説明を申し上げます。歳入の決算状況でございます。款1分担金及び負担金でございます。13ページの備考欄で御説明をさせていただきます。事務経費負担金7億9,994万2,000円につきましては、組合運営に係る事務経費として、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をさせていただいております。

その下、周辺環境整備負担金6億円につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をさせていただいたものでございます。

続いて、款2国庫支出金でございます。備考欄、循環型社会形成推進交付金24億4,704万8,000円は、新可燃ごみ処理施設建設工事費に充てるため、環境省から交付されたものでございます。

続いて、款3繰越金でございます。備考欄、前年度繰越金3,567万9,163円及び繰越明許費54万円の合計3,621万9,163円につきましては、平成30年度の剰余金を令和元年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、款4諸収入のうち、項2雑入の備考欄でございます。鉄塔用地貸付料39万3,210円は、東京電力に鉄塔用地として施設敷地内の用地を貸しているその貸付料でございます。

その下、送電線路補償料274万4,076円は、敷地内を通る東京電力の送電線、この下は利用制限などが掛かりますので、その補償料を東京電力からお支払いいただいているものでございます。

続きまして、款5組合債、備考欄、新可燃ごみ処理施設建設工事費87億1,600万円は、可燃ごみ処理施設建設に充てる財源として、令和元年度に借入れた地方債でございます。

最下段でございます。歳入合計、収入済額の合計は126億237万8,282円で、調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。款1 議会費でございます。議会費全体の決算状況は、予算現額585万8,000円、支出済額482万8,758円、予算現額に対する執行率は82.4%でございます。

次に、中段、款2 総務費でございます。総務費全体の決算状況は、予算現額8億918万4,000円、支出済額7億9,330万147円、予算現額に対する執行率は98%でございます。

恐れ入りますが、16ページ、17ページをお開き願います。歳出につきましては、年度の途中で新たに生じた事業として、流用または予備費充当をさせていただいたものを中心に御説明させていただきます。

備考欄の上段、節12 役務費の中の最下段、電話機借上解約手数料34万6,032円でございます。こちらは、令和元年12月に組合事務所を新施設に移転する際、新たな電話機等を使用するに当たり、移転前に借上げていた電話機等の解約手数料が必要となったため、流用をさせていただいたものでございます。

続きまして、その下、節13 委託料、この中の3 段目、広報紙作成業務委託料182万1,600円でございます。こちらは、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設について、構成市3市の市民の皆様へ建設の進捗状況などを周知するため、広報紙浅川清流環境組合ニュースを作成し、配布しているものでございます。令和元年度、再生紙の高騰により、広報紙作成の委託料が当初の予定に比べ、不足することが見込まれたため、急遽、流用をさせていただき、実施をしたものでございます。

同じく委託料の中の下から2 行目、財務会計システム改修業務委託料（会計年度任用職員制度改正分）77万円でございます。こちらは、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の運用開始による地方自治法施行規則の改正に伴い、財務会計システムの改修が必要となったため、予備費から充当をさせていただき、必要な改修を行ったものでございます。

続きまして、備考欄下段、節19 負担金、補助及び交付金の1 行目、日野市事務協力負担金576万225円でございます。こちらは、組合事務のうち契約事務など一部の事務につきましては、日野市の職員が組合の兼職職員となって組合の事務を執行し、その経費を事務協力負担金として組合が日野市に支払っているものでございますが、令和元年度は契約締結依頼件数が増加し、負担する費用が増えたため、流用をし、支払いをしたものでございます。

備考欄の最下段、節23 償還金、利子及び割引料の事務経費清算金3,567万9,163円につきましては、繰越しをした平成30年度の剰余金を3市に等分して、返還した総額でございます。

続いて、18ページ、19ページをお開きください。款3 事業費でございます。全体の決算状況は、予算現額117億5,378万5,000円、支出済額117億2,846万3,110円で、予算現額に対する執行率は99.8%でございます。

19ページ、備考欄で御説明いたします。節13 委託料の中の2 行目、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託料から5 段下の交通誘導業務委託料までの6件につきましては、後ほど事務報告書の中で御説明をさせていただきます。また、このうち環境定点測定業務委託料につきましては、測定する拠点が増えたこと、併せて交通誘導業務委託料につきましては、新たに交通誘導員を配置する箇

所が増えたことにより費用が発生したため、予備費から充当をさせていただきました。

その下、委託料の一番下でございます。交通量調査業務委託料70万2,900円でございます。こちらは、可燃ごみ処理施設の試運転開始に際し、施設周辺の交通量調査として国道20号日野バイパスの交通量調査を実施することとなったため、こちらも予備費より充当し、実施をしたところでございます。

その少し下、節15工事請負費、新可燃ごみ処理施設建設工事115億6,234万7,000円は、新可燃ごみ処理施設建設工事の最終年として支出したものでございます。ただいまの工事請負費約115億6,000万円を含め、この施設の施設建設にかかった事業費の総額は168億1,776万円となっております。この施設の建設費の財源といたしましては、国からの交付金として約44億8,000万円を循環型社会形成推進交付金として交付を受けております。また、地方債として約114億4,000万円の借入れをしております。なお、施設建設費につきましては3市で等分に負担をいただいているものでございます。

恐れ入りますが、中段やや下、款4公債費でございます。19ページの備考欄、節23償還金、利子及び割引料、地方債償還利子110万9,279円は、平成29年度に借入れた地方債2億6,600万円及び平成30年度に借入れた地方債24億5,930万円の利子を償還したものでございます。なお、元金につきましては3年間の据置きとなっておりますので、元金の償還は令和3年度からとなります。

その下、款5予備費でございます。予備費は当初予算で2,000万円計上させていただき、先ほど御説明させていただきました事業に合計702万8,000円充当させていただいております。

最下段、歳出合計の支出済額は125億2,770万1,294円で、予算現額に対する執行率は99.5%、予備費を除いた執行率は99.6%でございます。

決算書による説明は以上でございます。

続きまして、別冊の令和元年度事務報告書を御覧いただきたいと思っております。令和元年度に組合が実施した主な事業と地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要な施策の成果を御報告いたします。

事務報告書の2ページ、3ページをお開き願います。第1章、議会に関することでございます。令和元年度の組合議会の開催状況等が記載されております。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。第2章、監査に関することでございます。例月出納検査等につきましては、四半期に1度、代表監査の石田委員と議会選出の鈴木委員により実施をしております。また、令和元年度の決算審査につきましては7月29日に実施をし、先ほどありましたように、おおむね適正に執行されているとの御意見をいただいたところでございます。

次に、第3章、組織・庶務に関することでございます。恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。左側、6ページの上段、2、情報公開・個人情報保護及び行政不服に関することのうち、(1)情報公開請求の状況、(2)個人情報開示請求等の状況でございます。どちらも令和元年度、請求はございませんでした。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。第4章、財務に関することでございます。1ページめくっていただきまして、10ページの下段、(3)地方債現在高の状況でございます。平成30年度末の現在高が27億2,530万円でございます。これに加え、令和元年度の発行額が87億1,600万円となり、令和元年度末の現在高は114億4,130万円となっております。

右側、11ページでございます。第5章、新可燃ごみ処理施設整備事業でございます。令和元年度における主要な施策の成果を記載しております。11ページ下段から12ページにかけてとなります。1、

新可燃ごみ処理施設建設工事について、右側の成果の欄で御説明をいたします。建築工事では、平成30年度に引き続き、建物の地上部分の骨組みとなる鉄骨工事を進め、11月に建物の仕上げ工事をおおむね完了させ、令和2年3月には外構や見学者設備を整備いたしました。プラント工事では、焼却設備、灰搬出設備、余熱利用設備、排水処理設備及び電気・計装設備工事を進めております。令和元年12月19日より3市からの可燃ごみを受入れ、試運転調整、検査を経て令和2年3月31日に竣工をいたしております。また、建設工事の設計監理・施工監理を行う工事監理業務を委託にて実施をし、適切な監理・監督の下、順調に工事を進めてまいったところでございます。

次に、12ページ、2、環境影響評価事後調査業務の成果でございます。環境影響評価書で予測及び評価した項目について、その事後調査を実施するため作成した事後調査計画書に基づき、平成30年度に引き続き、工事施工中の現地調査を実施したものでございます。

その下、3、環境定点測定業務の成果でございます。令和元年度は、夏季及び冬季に新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターにおいて測定を行いました。各地点の測定結果や東京都の大気汚染常時監視測定局のデータを総合的に比較すると、おおむね同程度の数値であり、全ての測定項目で法令等の基準値を下回っていることを確認いたしております。また、冬季には地域住民の要望により追加測定を行った上落川公園においても同様の結果となっているところでございます。なお、測定結果につきましては、全て組合のホームページで公表をしております。

その下、焼却残渣搬出業務の成果でございます。試運転による可燃ごみの焼却開始に伴い、令和2年1月14日から焼却灰の搬出を始め、2月5日から焼却鉄類の搬出を開始いたしております。焼却灰の二ツ塚最終処分場への運搬業務、及び焼却鉄類の溶融資源化処理業務を委託により実施し、適正に焼却残渣の処理を行ったところでございます。

恐れ入ります、13ページを御覧ください。5、きたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務の成果でございます。3市からの可燃ごみ受入れを開始した令和元年12月19日から令和2年3月31日までのうち、月曜から金曜までの午前7時半から午後5時半までの間、安全対策として、きたがわら地区広場の管理用通路の横断歩道に交通誘導員を配置し、ごみ収集車両等の誘導を実施したところでございます。

事務報告書の説明は以上でございます。

以上、議案第6号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田利恵君） これより質疑に入りますが、質問者は、決算書のページ、また項目を御指摘の上、御質問していただけるとありがたいです。

質疑ございますか。近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 決算書ですと、18ページ、19ページ、ごみ処理費、ここに関わって、ごみの処理そのものについて伺っていきたいと思います。

昨年12月19日から試運転が始まり、今年の4月1日から本格稼働ということになったのですが、稼働に当たっては、先日の説明の際に議長もデリケートという表現をされて、御自身のお考えを表現されたかと思いますが、様々な問題があったということはほかの議員の方々も御存じのことかと思えます。その上で私、住民の立場で、今日は、昨年度の決算を行うに当たって幾つか確認をさせておいて

いただきたい。大坪管理者殿は日野市長でもありますので、市長と既にやり取りをさせていただいたりしていることもあります。その上で、今日は、組合の管理者としてお伺いしたいというふうに思っています。

4月からの本格稼働ということに当たっては、最低限、地元の方々と合意されていなければならないのではないかということが、4月1日時点、現在でも欠いているということ。それが公害防止協定。これはもう他のこういった施設を建設稼働させる上では、これを抜きに稼働がされるということとはなかなか考えにくい。その前の経過が、他市でもこうした迷惑施設になり得るような施設の場合には本当に住民の合意と理解が、そして計画への参画そのものが必要だと言われてはいますが、日野市の場合には結論ありきで、日野市の住民にとってはこの計画は結論ありきで進んだという、そうした思いを住民の方々から私もたくさん伺っております。私の当該の地域も私の活動地域として、この間、7年近く活動してまいりましたので、たくさんの住民の方の声を伺ってきたということでございます。

その上で、まず1点目にお伺いしたいのですが、この公害防止協定がなぜ稼働に当たり結ばなかったと市はお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（池田利恵君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 公害防止協定についての御質問でございます。公害防止協定に代わるものとして環境保全基準というものを地域5自治会の住民の代表の方に御参加いただきまして、検討して、策定をしております。今まで立ててきた経過としては、その検討委員会で検討したこの基準で、十分、運用もしくは周辺地域の住民の声はいただいているということで進めてきたところでございます。

ただし、ここに来て、まだそれでは足りないところがある、いろいろな細かいところまで詰め切れなかったところがあるということ認識して、またここで公害防止協定を地域の自治会の方と結んでいきたいという御提案を今させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） ありがとうございます。環境保全基準はあったということで、これで稼働しているの、地域の皆さんにも御了解いただきたいというふうな、組合としてはそういう御認識であったけれども、この間の経過を見て、この間の経過を考えて、それでは不足もあるのではないかと、ということで、改めて公害防止協定を締結する方向で今、お考えのことをお伺いしました。

それで、公害防止協定というのは最低限なくてはならないと私、申し上げたのは、住民の方々、組合としてはこうした基準をもって稼働しているけれども、何かあったときに私たちがやって、組合のほうとしてはやっていたというふうな上で、住民の方々はそれに対して何の約束もあるわけでもありませんし、これをもって安心してくださいと組合から言われている状態ではあるということなのですけれども、ほかの地域のこうした施設の場合、必ずそうした市との約束をみんなで作って、その上で信頼関係をつくって稼働していきましょう、ごみも減らしていきましょう、安全で安心な施設を稼働させていきましょうという、そうした一つの約束だと思うのですが、市はそれでもやはり公害防止協定が必要だというふうにお考えになったというのは、必要だという認識に至ったからだというふうにご存じかと思っております。そのことは日野市長、大坪市長からもつくっていくことになったと

いうお言葉をいただいていますので、そういうふうに認識の転換があったのだなと考えていますが、これをつくるに当たって、先日、10月6日のクリーンセンター連絡協議会の臨時会が開かれまして、環境保全協定、これは仮称なので、今、名前はいろいろな言い方がありますが、公害防止協定の進め方についてという一つの提案資料が出されまして、この提案としては、検討委員会を設置してこの中身を考えていくと。そこには、協定へのステップアップに当たり、新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会と同じメンバーを招集し、基準の見直しではなく、協定と公表基準に関しての検討をするというふうに提案事項に書かれています。

お伺いしたいのですけれども、なぜ検討委員会と同じメンバーで基準の見直しを行うのではなくて、協定と公表基準に関して検討するというような、こうした提案になっているのか。公害防止協定を結ぶに当たって最も求められることは、最低限これを結ぶわけですから、住民の皆さんの不安や声にしっかりと向き合って、安全な稼働を行うために住民の皆さんと協力し合う。自治会に関しては今、3割程度の加入率になっているのですよね。その中で7割の方ももちろん住民で、日々暮らしておられる。そうした中で、自治会代表の方々でつくられている連絡協議会、そしてまた、そこから選ばれてつくられた基準検討委員会と同じメンバーを招集するという、言ってみれば、自治会に入っていない方はこの検討には、今回の協定づくりには加われないという、このままではそうした形になってしまうのですが、なぜこうした形にしたのか。

それから、なぜ基準の見直しを行わないのか。こうしたことについて大変大きな疑問を私は持っています。なぜなら、それは大坪市長が9月議会で私の質問、日野市議会でお伺いしたときにおっしゃったこととちょっとニュアンスが違っているのではないかというような思いがありますので、この件をお伺いしたいと思います。

○議長（池田利恵君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

まず、メンバー構成についてでございます。公害防止協定は現在、5自治会、自治会と結ぼうということでも今、進めているところでございます。なので、一番中心に置かなくてははいけないのはやはり自治会であると思っております。そのメンバー構成につきましては、前回の環境保全の基準をつくる時も5自治会の代表ということで、5自治会と結ぶという考え方の中では、同じようなメンバーになるということは当然なのかなと思っております。自治会を中心に据えたメンバー構成だと思っております。

また、基準の見直しをしないということでございますが、しないと言っているわけではございませんが、環境保全基準、これも先ほどから申し上げましたとおり、検討委員会を5自治会の代表に出していただきまして決めた基準でございます。これがベースになるということは、まずそこで自治会と決めたことですから、そこはベースになってよろしいのかなということでの御案内でございます。そこから不足しているものとしては、どういったときにどういう方と協議をして、どういったことを報告する。また協議する、報告するといったようなことの段取りが基準の中にはございませんので、一般的に協定書の中ではそういったことがうたわれてきますので、そういったことをしっかりと今度の新しい委員会で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 先ほど9月議会での大坪日野市長の御答弁のことを私、少しお伝えしたのですが、ちょっと紹介させていただきたいのですが、今後、公害防止基準などをつくっていくときに市民の皆さんと議論していきます。その中でまたいろいろな御意見をいただきながら、どういう形で公害防止協定をつくるのかも含めて議論をしていけばと思っておりますといった御答弁をいただいています。私は、これは一つの御見識だなというふうに思っていますのは、公害防止協定締結についての大坪市長のお考えというのは、私は、ある意味、ステップアップしている要素があるというふうに思っています。それは、つくらないという説明会も今年の初めには行われた。ですが、その後、市長がつくるというふうに御意見を表明された。その上、9月には、つくっていくときに市民の皆さんと議論していきますと。それと、どういう形で協定をつくるのかも含めて議論をしていけばと思っておりますというふうに、私は、ここにはある意味での発展があると思っております。私自身はそういう解釈をさせていただいています。ですので、これは日野市長として日野市議会でお答えいただいていますけれども、ここは組合の議会ですので、組合さんのほうから協定づくりということで提案を行っていただいたこの設置については若干、限定的に戻ってしまっているニュアンスがないかなというのが私の解釈なのです。

先ほど基準の見直しについてはしないわけではないと。ベースになっている。自治会さんを大切にしている。それはもう当然のことだと思います。この間の自治会の方々は住民代表の正式な組織として御自身の御意見を明確にしてこられた。それと、反対の方も賛成の方もおられる自治会の方々もこの協議会に参加をしてくださって、様々な思いを抱きながらもここに参加して、代表の方が参加して協議に加わってくださっているということがあるわけですよ。そこにはただ代表として行かれる方の苦悩というか、煩悶も含めてそうした場がこれまでつくられてきたと思うのですが、私は、この基準の見直しは自治会案として、検討委員会案として提案すること。そして、市民の方も、自治会に入っていない市民の方も加わって、同じメンバーにということに限定せずに、自治会案、検討委員会案とするというような形で今後、基準の見直しも含めてやっていくことを考えていい、それこそが市長の9月議会の御答弁の趣旨なのではないかというふうに私自身は思っています。

それでお伺いしたいのは、そうすると、今、組合としては、先ほど局長からお伺いした意図は分かったのですが、もう一回確認させていただきたいのですが、同じメンバーに限定せずに、基準の見直しも含めて、それから公表の、今は連続測定で自主基準値を超えても24時間稼働して、その値を超えなければ停止をしないということなのですか、この停止基準や公表の見直しも含めて検討委員会や運営基準の変更も含めて今、組合が考えておられるのかどうかということを確認させていただきたいのですが。

○議長（池田利恵君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

先ほど来申し上げていますように、まず中心になるのは自治会だと思っております。ですので、今度、検討委員会でお集まりいただいたときに、進め方も含めて自治会の御意見も伺いながら進めてまいりたいと思っております。自治会と協定を結ぶなり、どこまでほかの方の意見を取り入れていくのかというのはまた自治会の中の考え方もございます。そういったことをきちんと聞き取りながら委員

会を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田利恵君） 事業課長。

○事業課長（設楽尚人君） 事業課長でございます。

市民の意見はどうするのかという御質問でございます。自治会に入っていない方の意見はどうしたらよいのかという御質問が自治会のほうから問合せもありましたので、直接、組合のほうへ案内してくださいというふうに御案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） 管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 公害防止協定が後発になったということについては反省する点が多々あると思います。その上で、これからつくっていくというお話をさせていただいた。これは日野市長を兼ねて浅川清流環境組合管理者でありますけれども、日野市内における稼働前の説明会において提言をさせていただいています。あらゆる全てのこの種の一部事務組合の公害防止協定は、どこも個別の自治会、数はいっぱいあります。5つの場合もあれば、もっとたくさんの自治会等もありますけれども、そういう書面で、A、B、Cという自治会と協定をするという形になりますから、当然、協議の相手は自治会となるということは、これはもうしようがないことであるというふうに思っています。今、周辺5自治会について基本的にはお話をするという形で進めさせていただいておりますので、そういう形で進めてきたもの、公害防止協定においても同じかなと思っております。

ただし、公害防止協定というその性格からいって、当然、浅川清流環境組合の工場から出る排ガス等につきましても、当然自治会を超えてもっと広範囲に出てくるものでありますから、当然ステークホルダーとしては、自治会、自治会以外の方についても当然関心事であります。したがって、その声についても当然配慮しなくてはならないと思っておりますが、どういう形にするかというのはこれからという話になります。基本は5つの自治会とその検討委員会で進めていきながら、どういう形でその案について市民の皆様の声を聞くかということは、いろいろな形を検討させていただきたいと思っておりますが、18万市民全部を集めて協議するわけにはいきませんので、どうしても中心となるのは検討委員会になるということは御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） ありがとうございます。ほかの自治体の議員の方々もおられるので、なぜこうしたことを考えなければいけないのかということ言えば、このごみ広域化を巡る一連の経過がやはり行政不信を増大させることが実際にあったということを私自身が当該の地域に住んでいる者としても確認をさせていただき、度々それは日野市議会でもお伝えをさせていただきました。

ですが、私は、この建物を壊せとか、そうしたお声はもちろん一つも聞いていません。これを壊さなければならないというような極端な御意見はもちろん聞いていません。ですが、今年、稼働して本当に間もないにもかかわらず、2度も水銀の値、これが高い値が出たということで、最初のときにはしばらくたってから私たちも連絡が来た。その後はすぐに御連絡をいただいたという事実があったのですが、ことほどさようにごみを焼却するということについては本当にデリケートなことであるし、自治体と住民、それから3市の住民の皆さんとの信頼と協働と参画がなければ成り立たない事業であ

るがゆえに、私は、この行政不信はきちんと方向転換して、軌道修正をして、本当に情報公開をして、なるべくいい答えが出るように協定などもつくっていく必要があるというふうに考えているのです。それで、異常などは一番最初に分かるのは、ある意味、当該の地域のすぐそばにお住まいの方なのですよね。ですので、こうした方々の意見をどれだけ取り入れて稼働させていくか、運営をしていくかということが必要なのではないかと思います。

ですので、自治会の方と協定を結ぶので、形としては協議の相手は自治会になるということは私も理解するところがありますが、実際の問題として自治会に入っている方々でさえ、どういうことが例えば連絡協議会で話されているのか、それから協定をつくる、この協定の案というのが自治会に入っている方たちにさえ、今度、11月21日に検討会がありますが、その方たちにどういう案なのかということが知らされていないということがあるのです。

そうしたことを思えば、私は、やはり組合が本当に積極的に例えば案を、説明会を開き、自治会に入っている方も入っていない方もこういう防止協定をつくらうと思っていますというようなことの理解をするための説明会。それから自治会の方が大変だということであれば、全部の御家庭に協定案を皆さんにお配りするような手だて、そうした積極的な、これまでの情報が限られているのではないかと、話をしているのが限られている方たちだけではないかと言わざるを得ない事態からの軌道修正が私は必要だと考えています。

このことを、今回の決算に当たってはこの点を明確に管理者におっしゃっていただきたいと思っています。そのことがなければ、やはり私は、こここのところ、さらに、今までとは違う。何しろ最初がボタンのかけ違いから始まっていますから、明確に住民の方々に今までとは違うということが伝わるような形で説明会の開催、それから資料等の配布、これは一つの例ですので、こうしたことをぜひとも実行していただくことは欠かせないのではないかと。

つまり、今までの自治会の方を大切にするというのはもちろん分かるのです。ですけれども、本当にお住まいなっている方々へ組合、大坪市長は重なっておりますので、これまでとは違うということが明確に分かるような軌道修正をお示しいただきたいと思うのですが、このことを賛否の物差しにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田利恵君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

情報公開、情報を出していくことが大切だということは、先ほど管理者の管理者報告の中でもあったとおりで思っております。いかに出していったら、御理解いただけるかということがこれから組合の課題だと認識しております。

ただ、市民説明会につきましては、ここでやるやらないの判断はということではなく、やはり検討委員会を開いた中で、自治会の方と協議した中でどういう周知をしていくのがよろしいのかも含めてお話し合いをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田利恵君） ほかに質疑はございませんか。近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 今の御答弁でもう一点、ちょっと再確認をさせていただきたいのですが、先日のクリーンセンター連絡協議会の臨時会では、御参加の委員の方が協定をつくるに当たって、そ

ういう点では、他の自治体のこれまでの協定などのいいところ取りをする。すなわち、一番いい協定をつくることを希望しますという御意見をおっしゃった方がいたのです。そうすると、これは基準の見直しも含めて検討が必要と。基準の見直しに、私は数字を改正することにこだわっているのではなくて、住民の方々が本当に一番いい協定をつくったというところに至るそのプロセスを組合が獲得するというに私はこだわっていて、先ほどもお伝えしましたけれども、これまでとは違うと。住民の方々が本当に、そもそもボタンのかけ違いを大坪市長には認めていただいて、私は謝罪を求めたいという方もおられるのではないかと思います。そうしたことも含めて、酌み取って、本気になって住民の不安や声にしっかりと向き合うということ。安全な稼働を行うために住民の皆さんと協力しようということ、このことを明言していただきたいと思います。

なぜ私は数字にこだわるのかというと、例えば水俣条約の締結以降は水銀に関する、それまでは例えばダイオキシンのことなどが大変不安だったりしたものが、例えば法律、日本の国内法が変わって、水俣条約の締結によって国内法が変わると。それと、移動することが考えられる水銀ということについては、閾値ではなくて絶対数、排出をとにかく抑制するという考え方が変わったというようなことも含めて、私は、住民の方々としっかりと市民の方々と学び合うことも含めて、今度は一緒にやっていきたいと思います。そして、その目的というのはごみを減らすこと、有害物質を排出しない。可能な限り有害物質を排出しない私たちのまち。それは国分寺、小金井の方々との信頼と協力ももちろん欠かすことができないのですね。

その上では、やはり管理者の決意というか、ここからはもうある意味、どんなことがあっても信頼回復をしていくと。それも、多くの方々にも参加していただいて協定づくりをしていくということの明言をしていただくことが必要だと思います。私が確認したいのは、今までとは違うと。例えば謝罪であるとか、そうした形で軌道修正をして、トップダウンなどということも言われることのないような、そうした組合の進め方に転換するというを明言していただきたいと思いますが、もう一度、管理者にお伺いをできたらと思います。これで賛否を決めさせていただきたいと思います。

○議長（池田利恵君） 近澤議員に確認させていただきたいのですが、先ほど来の質問の中で、周知の方法に関する計画及び住民参加に至るプロセスづくりに関してどのような姿勢を持っているかということに関して管理者及び担当者も、当局が一方向的に決めていくわけにいかないの、話合いの中で、先ほどお話しなされた提案というものをしっかりと検討していこうという答弁だったというふうに思いますが、それでは納得できず、もう少し具体的に何を要求しているのですか。勝手に答弁者が今そこでやりますというふうにお話をするのは、これは勝手に管理者及び担当者が決めていくことではなく、地域の方々と計画していく中で、今までの話合いの中、そして信頼の中で合意をとっていきながら先に進めなければいけない、そのように提案していくというふうなお話だったというふうに思います。

○2番（近澤美樹君） その上で、10月6日に提案された内容について1点確認させていただいたのは、私は同じメンバーというところは、自治会の方に限定されるのでしょうかということも先ほど確認させていただきました。ただ、先ほどの大坪管理者のニュアンスは、必ずしもそうとは限らないというニュアンスを私は理解させていただいたのです。私はそこはとても肝心だと思っているのです。自治会の方は、先ほども申し上げたように3割しかおられない。ですが、自治会の方ともちろん協議

はするし、代表の方と協定そのものは結ぶと思いますが、そのプロセスの中で、ほかの自治会に入っていない方々もこれに参加したと。それで自治会の方が判こを押すということになるのかと思いますけれども、今まではそうしたことを確認、私が伺っているところでは、自治会に入っていない方なども自分たちは置いてきぼりだというふうなことを私は伺っているので、自治会に入っていない方からもそうした声が聞かれないように、この協定づくりについての考えを改めて管理者にお伺いしたいというのが私の質疑の意図でございます。

○議長（池田利恵君） 管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 先ほど申し上げましたところは、基本的に協定を結ぶ、協定の文章をつくる自治会との話し合いを中心に行っていく。この考え方に変わりはありません。ただ、検討委員会ですから、その中でどんな意見が出てくるか分かりませんので、当然その意見は尊重しなければならぬ。その上で、確かに議員のおっしゃるように、自治会に加入していない方はたくさんいらっしゃいます。近年の自治会加入率は大変低いのが実情でありますし、当然この問題は多くの市民の方の関心事でもありますから、それを基本に進めながらも、その案を決定する前に、当然広い意見を聞きながら、その案をお示しして、意見を聞く会をつくっていきたくて思っております。ただ、それをどういう形でつくっていくか。毎回のようにクリーンセンター連絡協議会の中で、連絡協議会を開催する同じ頻度でそういう方々の声を聞くのはなかなか難しい話でありますから、何らかの形でそういう工夫はしていきたいと思っておりますが、ここで具体的な形をお約束するのは無理でありますので、そういう形を入れた形での決定はしていきたいなと思っております。この公害防止協定は、拙速に短時間につくるものと思っておりますので、当然、始まってしまった稼働ではありますけれども、これから30年稼働する施設でありますから、決してこれからはっきりしたものをつくっても遅過ぎることはありませんので、時間をかけてつくっていくということは考えております。

以上です。

○議長（池田利恵君） ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） よろしいですか。

それでは、本件について御意見があれば承ります。白井議員。

○1番（白井菜穂子君） 議案第6号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算に認定の立場で意見を申し述べさせていただきます。

まず、昨年度をもって無事に工事が完了し、稼働いたしましたこと、関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

御説明の中で先ほど建設費、交付金、組合債の総額について言及がありましたけれども、工事が完了したところで全体的な費用というものを3市の市民の皆様に改めてお伝えするということは、廃棄物処理に関する理解を深めていただく意味でも大切だというふうに考えております。ぜひ、次号の組合ニュースではこの全体的な費用につきましても分かりやすい形で御報告していただくことを要望させていただきます。

また、新施設になった途端、水銀が検出されたということで不安をお感じになられている周辺住民の方々もいらっしゃいます。それは処理施設が高性能になり、探知不能であった微量なものも検出で

きるということになったということをお科学的にお伝えすることも必要だというふうに感じております。そのためにも、私は徹底した情報公開とその数値が持つ意味を併せて示していくことが必要だと考えます。

また、これから検討が始まります公害防止協定検討委員会の協議の場では、先ほども御提案がありましたけれども、例えば傍聴にいらした方からも疑問点や御意見などをアンケートで承って、次回の会議で御説明するような仕組みを取り入れるなどの工夫をお願いしたいというふうに思います。公害イコール事故と捉えられてしまう、初めはそういう面もあるかもしれませんが、御説明を積み重ねていくことで開かれた組合として理解が深まっていくと考えます。

先日、3市のごみ減量推進市民会議を傍聴させていただきましたが、そこで分別しないとどうなるのかということを理解してもらうことが大切だといった趣旨の御意見があり、もっともだというふうに感じました。知識を得ることで意識が変わり、習慣が変わり、ごみの分別行動が変わっていくと考えます。既に各市でもそれぞれ啓発や広報に力を入れていらっしゃると思いますが、ごみの行方についてなど、組合だから発信できる、またすべき情報というのをニュースやホームページで積極的に発信していただくことを求め、意見とさせていただきます。

○議長（池田利恵君） 近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 決算議案に対して賛成の立場で意見を申し上げます。

私、実を申し上げますと、本日は反対の立場での意見も両方用意して、こちらに臨んだという状況でございます。それはやはり10月6日の公害防止協定の進め方、組合が提案されたこの提案の文言そのものが非常に硬直的な印象を与えるものであったために、本日、具体的に説明会がどうか、全戸配布がどうかということをお今、言及することはできないという事情もあることも考えながら私はあえてここで迫るような物言いをしてしまいました。先ほどの局長と大坪管理者の御答弁は、私が考えておりました本当に信頼を回復して、住民と協力し合って、参画を最大限保障して、しかも、スケジュールを、これも固定的に考えないというようなニュアンスも含めて御答弁をいただいたと理解しております。

今日、ほかの自治体の議員の方々にも、私、長々お話をさせていただきましたが、住民の方々の、あえて言ってしまうんですが、傷というか、やはりそれまで本当に一番、煙突が見える地域で、最もごみ減量に協力をしてきた、そうした住民の方々に起きた、こうした計画推進でありましたので、そのことを本当に本気になって信頼回復するということと、安全な稼働を行うための協力に付き合う、その思いにきちんと向き合ってください。そして、それが曖昧ではなく、皆さんにちゃんと伝わる。私は、先ほど謝っていただくということも一つの例として出しましたが、それが適切かどうかは今、そのことについてお答えをいただくつもりはありませんが、そうした思いも私自身は持っております。その上で、今、御答弁いただいたことを実行していただくことを信頼させていただいて、今回は決算は賛成をさせていただきます。

○議長（池田利恵君） ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田利恵君） なければ意見を終結いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(池田利恵君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は認定されました。

○議長(池田利恵君) これより、議案第7号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第7号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,467万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億222万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正は、歳入では、繰越金の全額を開いて、7,467万6,000円の増、歳出では、その全額を各構成団体に返還するため、事務経費清算金に計上するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田利恵君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤真人君) 事務局長でございます。

議案第7号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,467万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億222万円とするものでございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書(第1号)で御説明させていただきます。

説明書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに7,467万6,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。初めに歳入でございます。款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、9ページの説明欄、前年度繰越金7,467万6,000円を全額開きまして、繰越金として計上するものでございます。

恐れ入ります、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、右側、11ページに移りまして、説明欄、節2償還金、利子及び割引料、事務経費清算金として7,467万6,000円を計上するものでございます。令和元年度決算において生じた歳入歳出差引残額7,467万6,988円を令和2年度に繰越し、その同額を等分に構成団体に返還するものでございます。

以上、議案第7号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田利恵君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(池田利恵君) なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長（池田利恵君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（池田利恵君） これより、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（池田利恵君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（池田利恵君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和2年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会とします。

午後3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 池 田 利 恵

署 名 議 員 遠 藤 百 合 子

署 名 議 員 白 井 菜 穂 子